

# 香美市事業者応援補助金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている香美市内の事業者のみなさんを応援します！

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた香美市内の事業者の方々が取り組む「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組」や「事業継続に向けた取組」に対して費用を補助する制度です。

## 1.対象者

香美市内に事業所を有する中小企業者であり、今後も香美市内で事業を継続する意思があること。  
(中小企業支援法第2条第1項該当)

## 2.補助率等

補助率	取組	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組	事業継続に向けた取組(※2)
	売上の減少率(※1)		
	20%未満	補助対象経費の4分の3以内	申請いただけません
	20%以上～50%未満	補助対象経費の5分の4以内	補助対象経費の5分の4以内
50%以上	補助対象経費の10分の10以内	補助対象経費の10分の10以内	
補助金額	上限:40万円		
補助対象期間	令和2年4月7日(火)(※3) ～ 令和3年3月31日(水)	令和2年10月1日(木) ～ 令和3年3月31日(水)	
申請期間	令和2年10月1日(木)～令和3年1月29日(金)		

※1 売上の減少率については、令和2年1月から12月までの任意の1月の売上(事業収入)と前年同期の売上(事業収入)を比較します。なお、判断基準等については、国の持続化給付金に準じます。

※2 事業継続に向けた取組に対し補助を受けようとする者は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が前年同月比で20%以上減少していることが条件になります。

※3 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組については、緊急事態宣言が発令された4月7日以降に支出した経費についても、適当と認められる場合は補助対象とします。

## 3.補助対象経費

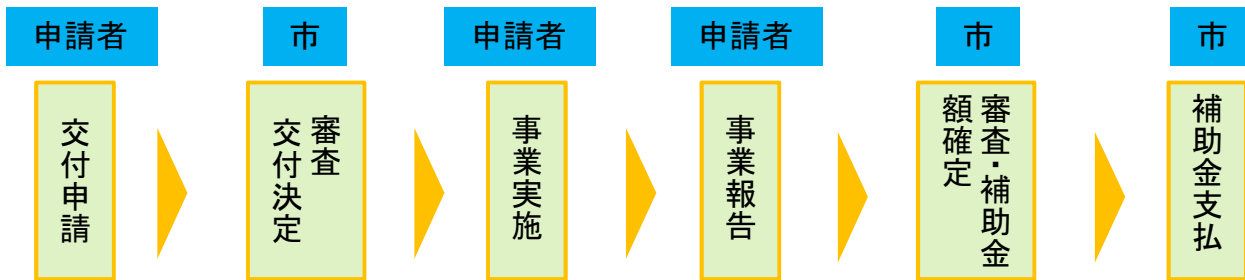
・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組に要する経費  
(業種団体等が定めた「業種別感染予防対策ガイドライン」等に基づいて実施する取組に要する経費)

【具体例】換気設備の整備や改修、マスク、消毒液の購入など

・事業継続に向けた取組に要する経費

- ① 広報宣伝費: ホームページやパンフレット等の作成・改訂など
- ② 設備導入費: 事業計画の実施に必要な設備導入に要する経費
- ③ 開発費: 新商品の試作品や包装パッケージの試作開発に支払われる経費
- ④ 外注費: 事業計画の実施に必要な業務の一部を第三者に外注(請負)するために支払われる経費  
(店舗の改装等、自ら実行することが困難な業務に限ります。)

## 4.補助事業の流れ



## 5.注意事項

- ①同一事業者からの申請は1回限りとなります。
- ②「補助金交付決定通知書」の受領後に事業を行うことが原則です。  
(令和2年4月7日以降で、交付決定の前に行われた事業の要する経費についても、適正と認められる場合には、さかのぼって補助とすることができます。)
- ③補助事業の内容及び経費等を変更する際は、事前の承認が必要です。
- ④補助金交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告の提出がないと、補助金は受け取れません。

### 重要

- 国や県、市町村が実施する他の補助金との併用は可能ですが、補助対象とする同一の物品等について重複受給はできませんのでご注意ください。
- 予算額に達した場合は、申請の受付を終了する場合があります。

## 6.申請

申請受付期間: **令和2年10月1日(木)～令和3年1月29日(金)※当日消印有効**

申請書類: 以下のとおりです。詳細については「交付要領」をご覧ください。

交付申請書等は市のHPからダウンロードまたは商工観光課・香北・物部支所の窓口にあります。

申請方法: 商工観光課まで郵送または持参してください。

- ①交付申請書
  - ②確定申告書等(※関係機関の收受印もしくは受信通知があること)
  - ③営業許可証の写し(※許可業種のみ)
  - ④本人確認書類の写し(※個人事業者のみ)
  - ⑤事業内容と金額が確認できる資料
  - ⑥振込先口座の通帳の写し
  - ⑦市税の滞納がない旨を証する納税証明書
  - ⑧誓約書
  - ⑨香美市内の認定経営革新等支援機関が発行した売上減少等の証明書  
(※売上の減少率が20%以上であり、補助率の引き上げ又は事業継続に向けた取組を実施する事業者のみ)  
なお、国の持続化給付金の給付を受けている方は、給付決定書(表・裏の写し)で代替
- 【香美市内の認定経営革新等支援機関】  
香美市商工会、高知銀行 山田支店、四国銀行 山田支店、中小企業診断士
- 【認定経営革新等支援機関への提出書類】
1. 前年の売上の状況を示した書類(※関係機関の收受印もしくは受信通知があること)  
<法人>
    - ・確定申告書別表一
    - ・法人事業概況説明書<個人>
    - ・確定申告書第一表
    - ・所得税青色申告決算書(青色申告している事業者のみ) 又は
    - ・市町村民税・都道府県民税の申告書
  2. 令和2年1月～12月までの任意の1月の売上がわかるもの(例:売上台帳等)  
(※売上台帳等には対象となる年月、事業所名、対象月の合計売上額等を明記)

## 7.お問い合わせ先・申請書提出先

〒782-8501 高知県香美市土佐山田町宝町1-2-1  
香美市役所 商工観光課 TEL: 0887-53-1084